

# 福祉・介護職員等処遇改善加算について

令和7年度指定障害福祉サービス事業所に係る集団指導

鳥取県中部県民福祉局福祉課

# 令和6年度の改正

○令和6年6月以降、旧3加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で「処遇改善加算」の制度が一本化され、加算率の引き上げを実施。

○新加算の算定要件

①月額賃金改善要件 ②キャリアパス要件 ③職場環境要件を満たすこと。

○処遇改善加算の対象職種

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、就労定着支援員、就労選択支援員、地域生活支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職

この他、賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員も対象。

# 月額賃金改善要件

## ＜月額賃金改善要件Ⅰ＞

処遇改善Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善にあてること。（加算Ⅰ～Ⅲを取得してる事業所は、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1）

## ＜月額賃金改善要件Ⅱ＞

※旧ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のみ該当  
旧ベースアップ等支援加算相当の2/3以上の月額賃金改善を実施すること。

○毎月支払われる手当とは

労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当。

（例：職能手当、資格手当等）

ただし、労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）は含まれない。

# キャリアパス要件

## <キャリアパス要件Ⅰ>

### 任用要件・賃金体系の整備等

- ① 職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定めること。
- ② ①に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。について定めること。
- ③ ①、②について就業規則等の根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

## <キャリアパス要件Ⅱ>

### 研修の実施等

- ① 職員と意見交換をしながら、資質向上の目標及び下記a、bのいずれかに関する具体的な計画を策定すること。
  - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施し、能力評価を行うこと。
  - b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、交通費・受講料等の援助等）を実施すること。
- ② ①について、全ての福祉・介護職員に周知すること。

# キャリアパス要件

＜キャリアパス要件Ⅲ＞ 対象：処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ

## 昇給の仕組みの整備等

- ① 福祉・介護職員について昇給の仕組みを整備する。
  - ・ 経験、資格等に応じて昇給する仕組み
  - ・ 実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組み
- ② ①について、就業規則等で整備し、全ての福祉・介護職員に周知すること。

＜キャリアパス要件Ⅳ＞ 対象：処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ

## 改善後の年額賃金要件

経験技能のある障がい福祉人材のうち、1人以上は賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

※小規模事業所であって職員間の賃金バランスに配慮が必要な場合や、直ちに賃金水準を引き上げることが困難な場合等はこの限りではない。

# キャリアパス要件

<キャリアパス要件Ⅴ> 対象：処遇改善加算Ⅰ

## 配置等要件

福祉専門職員配置等加算の届出を行っていること。

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業所：特定事業所加算）

※重度障害者包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については配置等要件に関する加算がないため、キャリアパス要件Ⅴは不要。

## ★誓約による要件充足

令和7年度においては、

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲについては年度中の整備を誓約することで、年度当初から要件を満たしたものと扱うことが可能。

令和7年度で誓約した事業所は、令和8年3月31日までに整備し、令和7年度福祉・介護処遇改善加算実績報告書において報告すること。（令和8年度処遇改善加算において、誓約期間が延長となる可能性があります。）

# 職場環境等要件

## ①入職促進に向けた取り組み

➡法人や事業所の経営理念や支援方針の明確化など

## ②資質向上のキャリアアップに向けた支援

➡働きながら専門性の高い支援技術を取得するための研修受講支援など

## ③両立支援・多様な働き方の推進

➡子育て・介護等と仕事を両立させるための休職制度の充実など

## ④腰痛を含む心身の健康管理

➡短時間職員も受診可能な健康診断・ストレスチェックの整備など

## ⑤生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取り組み

➡現場の課題の見える化、介護ロボット・インカムの導入など

## ⑥やりがい・働きがいの構成

➡職場内でミーティングの実施、地域住民との交流など

# 職場環境等要件

処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

➡①～⑥のうち、各区分それぞれ2つ以上

処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ

➡①～⑥のうち、各区分それぞれ1つ以上

**【処遇改善Ⅰ、Ⅱ 職場環境の改善に係る取り組みの公表について】※必須**

障がい福祉サービス等情報公開制度（WAMネット）を活用し加算の取得状況を報告し、職場環境改善のための取り組みについては、取り組み項目及び具体的磨取り組み内容を記載し、公表すること。

当該制度の対象となっていない事業所はホームページ等で公表すること。

# 処遇改善加算算定要件表

	月額賃金改善要件	キャリアパス要件Ⅰ	キャリアパス要件Ⅱ	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅳ	キャリアパス要件Ⅴ	職場環境要件	
							取組	公表等
処遇改善加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○	○	○
処遇改善加算Ⅱ	○	○	○	○	○		○ ※各区分ごとに2以上の取組（生産性向上は <u>3以上</u> ）	○
処遇改善加算Ⅲ	○	○	○	○			○ ※各区分ごとに1以上の取組（生産性向上は <u>2以上</u> ）	
処遇改善加算Ⅳ	○	○	○					

# 処遇改善加算の届出について

## ○新たに処遇改善加算を算定する場合

必要書類：処遇改善加算計画書、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書・体制状況一覧表

期限：処遇改善計画書⇒加算を算定する前々月まで

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書・体制状況一覧表

⇒前月の15日まで

## ○実績報告書

前年度、処遇改善加算を算定していた事業所は、実績報告書を提出する必要がある。

各事業年度における最終の支払いがあった月の翌々月まで

⇒通常であれば、令和8年7月31日までに提出

# 処遇改善加算の届出について

## ○変更届

以下に該当する場合、変更届出書（別紙様式4）、それぞれ必要な添付書類の提出が必要。

- 1 会社法の規定による吸収合併等により、処遇改善計画書の作成単位が変更になる場合
- 2 法人で一括で申請をしている場合、新規指定、廃止等で事業所に増減があった場合
- 3 キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの適合状況に変更があった場合
- 4 キャリアパス要件Ⅴの変更があった場合
- 5 処遇改善加算の区分を変更する場合
- 6 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る）した場合

※6のみの変更の場合、翌年の実績報告書を提出の際、併せて提出すること。

# 処遇改善加算 Q A

問1 障害福祉サービス等と介護サービスを両方実施しており、職員が兼務等を行っている場合における福祉・介護職員その他の職員の賃金総額はどのように計算するのか。

<回答>

同一法人において障害福祉サービス等と介護サービスを実施しており、兼務している職員がいる場合は、障害福祉サービス事業所等における賃金について、常勤換算方法による計算をし、按分し計算することを想定している。

問2 処遇改善加算については、法人単位の申請が可能とされているが、キャリアパス要件Ⅳについても法人単位での取扱いが認められるのか。

<回答>

法人単位で申請を行う場合、年額440万円の要件を満たす者の設定・確保は法人全体で一括して申請する事業所の数以上、要件を満たす職員が設定されていればよい。

例：5事業所一括して申請⇒法人全体で5人以上要件を満たす職員が必要。

# 処遇改善加算 Q A

問3 処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である職員であっても、処遇改善加算による賃金改善の対象に含めることは可能か。

<回答>

令和6年度以降は、処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である職員であっても、処遇改善加算による賃金改善の対象に含めることができることとしている。

問4 実績報告において賃金改善額が処遇改善加算の加算額を下回った場合、加算額を返還する必要があるのか。

<回答>

処遇改善加算の算定要件は、賃金改善額が加算額以上となることであるため、賃金改善額が加算額を下回った場合、算定要件を満たさないものとして、加算の返還の対象となる。ただし、不足する部分の賃金改善額を賞与等の一時金として福祉・介護職員等に追加的に配分することで、返還を求めない取扱いとしても差し支えない。

# 参考

○福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001445512.pdf>

○福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/001445549.pdf>